

## ■提出書類チェックシート

	提出書類	チェック
①	<b>事業所等新型コロナウイルス感染防止対策費補助金交付申請書兼請求書</b> <b>(様式第1号)</b> ※裏面、振込先口座の記入をしましたか。	<input type="checkbox"/>
②	<b>対象経費一覧表(別紙1)</b> ※金額は <b>税抜き価格</b> を記載しましたか。 ※対象経費は取手市内の事業所等で取り組んだ感染防止対策にかかった経費ですか(市外の事業所等で取り組んだ経費は対象外です)。 ※国や他の自治体から同様の事業により補助金を交付されている場合その品目について○を記入しましたか。 ※対象経費にポイント払いの金額が含まれていませんか。ポイント払いの金額は対象外です。	<input type="checkbox"/>
③	<b>誓約書兼同意書(別紙2)</b> ※誓約事項を確認し、申請者記入欄に記載及び押印しましたか。	<input type="checkbox"/>
④	<b>市内事業所の所在地や事業内容が確認できる公的書類の写し</b> <b>市内事業所の所在地が確認できる下記の書類のいずれか1点</b> <b>【法人の場合】</b> <input type="checkbox"/> 直近の「法人市民税の申告書」 <input type="checkbox"/> 「確定申告書別表一」及び「法人概況説明書」 <input type="checkbox"/> 法人設立届出書 <input type="checkbox"/> 法人の設立等に関する申告書 <input type="checkbox"/> 商業・法人登記事項証明書の写し <input type="checkbox"/> 事業所所在証明 <input type="checkbox"/> その他( ) <b>【個人事業者の場合】</b> <input type="checkbox"/> 個人事業の開業・廃業等届出書 <input type="checkbox"/> 令和2年分の「確定申告書第一表」の控えの写し ※確定申告書第一表で所在地の確認がとれない場合、収支内訳書も添付 <input type="checkbox"/> 所得税青色申告決算書の控えの写し、 <input type="checkbox"/> 令和3年度分の「市民税・県民税申告書」の控えの写し ※市民税・県民税申告書で所在地の確認がとれない場合、収支内訳書も添付 <input type="checkbox"/> 営業許可書の写し <input type="checkbox"/> その他( ) ※申告書などは <b>提出先の受付印</b> が押されていますか。 ※ <b>市内事業所の所在地</b> が記載されていますか。	<input type="checkbox"/>

～裏面に続きます～

⑤	<b>振込先が分かる書類（通帳など）の写し</b> ・通帳の写し、キャッシュカードの写しなど ※金融機関、支店名、口座種別、口座番号が確認できますか。	<input type="checkbox"/>
⑥	<b>補助対象経費の支払いが完了したこと及び内訳が確認できる書類</b> ・領収書、レシート、銀行振込明細、ネットバンキング等の支払完了が確認できる画面の写しなど ※上記のもので内訳が確認できない場合は請求書、カタログや写真等を添付してください。 ※クレジットカード払いの場合は、領収書等に加えて、「カード会社発行の利用明細の写し」及び「クレジットカード決済口座から引き落とされたことが分かる書類（通帳の写し等）」を添付してください。 ※電子マネーを利用された場合は、ポイント以外の、申請者が負担した金額が表記されている領収書・レシート等の写しを添付してください。	<input type="checkbox"/>
⑦	<b>備品等購入又は工事にあつては、内容が確認できる書類</b> ・単価1万円以上の備品・消耗品などを購入した場合、物品の使用場所における写真 ・工事を行っている場合、着工前と後の写真 ※着工後の写真は必須となります。	<input type="checkbox"/>
⑧	<b>本人確認書類（個人事業者の場合）</b> ・運転免許証、マイナンバーカードのオモテ面、健康保険証などいずれか1点（住所、氏名、生年月日が確認できる公的書類） ※マイナンバーカードの裏面は添付しないでください。	<input type="checkbox"/>
⑨	<b>補助対象経費に対して他の制度による補助金、その他これに類する給付金などの交付決定を受けている場合、当該交付金額を証する書類</b> ・交付決定通知など	<input type="checkbox"/>

<注意事項>

市税に未納がないか必ずご確認ください。

未納がある場合、補助金を交付できません（新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例を受けている場合を除く）。